破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２０４号
青森県八戸市大字新井田字風浚８番地１
債務者　佐々木一俊
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
青森県八戸市青葉３丁目５番19号　ディオール横浜２－Ｃ
債務者　松村　資生
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字茨島下22番地43
債務者　桑原　早苗
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
青森県八戸市根城８丁目６番２号
債務者　上野　　剛
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１６０号
山形県東置賜郡川西町大字荏529番地
債務者　富澤　藤子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７９号
山形県米沢市城西２丁目１番35号
債務者　戸田みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１１８６号
さいたま市岩槻区並木１丁目12番10号
債務者　宮崎哲こと　宮嵜　　哲
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０９号
埼玉県志木市柏町４丁目５番28号　プランペンション志木205号
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４４号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番３―106号
債務者　牧野　三朗
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３４９号
千葉県佐倉市八幡台１丁目18番７号
債務者　冨塚　礼子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３６８号
千葉県四街道市鹿渡788番地５ヒルトップガーデンＡ棟105
債務者　千葉　庸子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第６１８号
川崎市多摩区宿河原１丁目30番26号　ヤマタハイツ105
債務者　沼田　知美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
愛知県半田市桐ケ丘３丁目７番地の13　本美ハイツＦ号
債務者　船井美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８３号
名古屋市中村区烏森町６丁目261番地ファミール幸302号
債務者　竹之内板金店こと　竹之内登美雄
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６３号
名古屋市中川区露橋町52番地
債務者　鈴木　　弘
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６４号
名古屋市中川区露橋町52番地
債務者　鈴木智江子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５６５号
名古屋市中川区大地１番地の７万場荘１棟506号
債務者　居垣　正市
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部